

別紙 1

特別な業務に関する仕様書

志木立秋ヶ瀬運動施設、志木市武道館及び夜間照明施設の管理に関する特別な業務については、次のとおりとする。

- 1 夜間照明施設の利用に係る学校開放関係事務に関すること
利用希望団体の登録申請書の受領及び市への送付に関する
こと。
- 2 志木市立秋ヶ瀬運動施設の次の事務に関すること。
 - (1) 台風等により洪水のおそれが生じた場合、教育委員会の指示により施設の撤去等必要な措置を行うこと。なお、指定管理者が撤去する施設については原則、別紙6「撤去を想定する主な施設」のとおりとするが、教育委員会の指示に従うこと。
 - (2) 指定管理者は、前項の措置を行う上で、あらかじめ委託事業者との契約その他必要な体制を整備しておかなければならない。
 - (3) 秋ヶ瀬運動公園におけるバーベキュー場の申請受付、管理に関する事務
- 3 その他の事務
 - (1) 市民大会の参加申込書の受領及び市への送付に関すること。
 - (2) その他市が実施する事業等への協力及び情報発信に関すること。